5 懲戒手続の流れと現状

弁護士又は弁護士法人に対して懲戒請求がなされると、まず弁護士会の綱紀委員会で調査し、懲戒委員会にかけるか否かが決められる。懲戒委員会では、懲戒処分をするか否か、及び処分内容が決められ、懲戒処分を受けた弁護士又は弁護士法人は日弁連に審査請求をすることができる。また、弁護士会の綱紀委員会・懲戒委員会の議決に基づく結論に不服がある場合は、懲戒請求者は日弁連に対して異議の申出をすることができる。異議の申出がなされると、日弁連は綱紀委員会又は懲戒委員会に審査を求めるが、日弁連の綱紀委員会の議決に基づく結論に不服があるときは、懲戒請求者は市民のみで構成される綱紀審査会に綱紀審査の申出ができる。日弁連の綱紀委員会又は綱紀審査会で弁護士会の懲戒委員会にかけるのが相当との結論が出されると、事案は弁護士会に送られる。

下図は、2018 年の懲戒請求が 2019 年 6 月 1 日現在、どのように処理されているか示したものである。

資料3-2-3-17　懲戒請求事案の処理状況（2018 年 1 月～ 12 月に懲戒手続に付した事案）

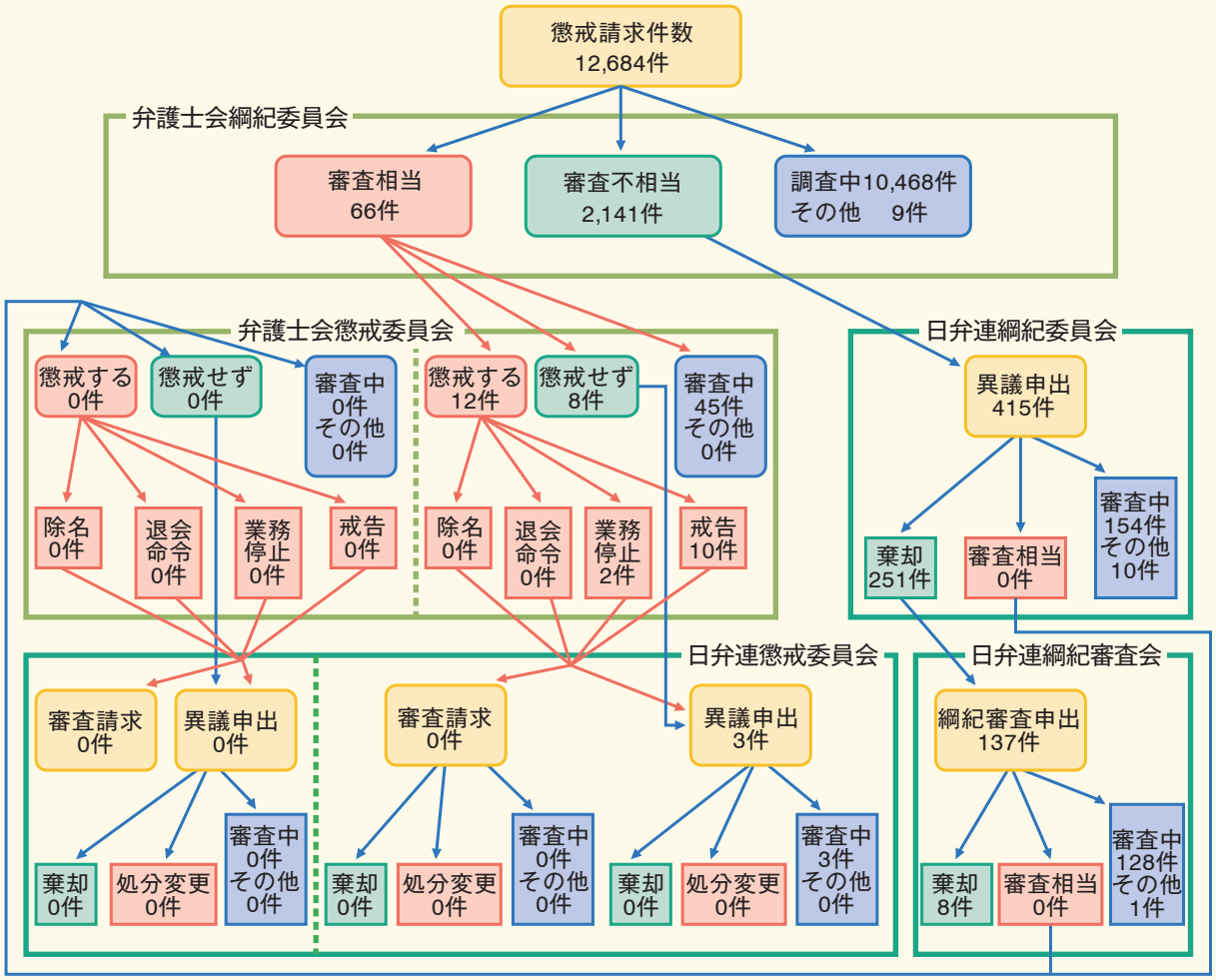

【注】1. 各弁護士会からの「調査開始の通知」「懲戒しない旨の決定等の通知」「懲戒の処分の通知」をもとに、2019 年6月1日までに日弁連が入力したデータで作成した。
2. 「懲戒請求件数」は、懲戒請求年月日が 2018 年の 1 月 1 日～ 12 月 31 日までの間にある事案の件数をカウントした。
3. 件数は、弁護士 1 人につき 1 件とした。すなわち、同一人物が 2 人の弁護士を懲戒請求したときは 2 件となる。また、複数の事件を併合した場合でも件数は各々カウントした。
4. 弁護士会における「その他」とは、対象弁護士の死亡・資格喪失による終了等である。
5. 日弁連における「その他」とは、却下、取下げ、対象弁護士の死亡・資格喪失による終了等である。
6. 弁護士会綱紀委員会における一部相当・不相当の件数は、弁護士会綱紀委員会の懲戒相当・懲戒不相当の両項目にそれぞれカウントした。
7. 日弁連懲戒委員会への異議申出による処分変更には、弁護士会で処分せず日弁連で処分した件数も含まれる。